

高知県建設工事監督技術基準
R8年7月1日 改正点

高知県建設工事監督技術基準第4条（2）による

監督業務標準内容

契＝契約書（標準書式）

共仕＝共通仕様第1編

項 目	業 務 内 容	関連図書等
1. 契約の履行の確保		
(1) 契約書及び設計図書の内容の把握	契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書及び下記の項目について把握する。 ① 配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置。 ② 施工体制台帳及び施工体系図の整備。 ③ その他契約の履行上必要な事項。	契 第10条 共仕1-1-1-42¹³
(2) 施工計画書の受理等	受注者から提出された施工計画書により詳細に打ち合わせを行い、施工計画の概要を把握した後受理する。	共仕1-1-1-6
(3) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾協議、受理等	契約書及び設計図書に基づいた指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等については、必要により現場状況を把握し、適切に行う。	契 第9条 共仕1-1-1-8
(4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	① 契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちにその内容を確認する。 また、工事測量は工事着手後直ちに実施させるとともに、設計図書の照査を受注者に求めその内容を確認する。 ② 前項の調査結果を受注者に通知する。 必要により工事内容及び計画の変更、設計図面の訂正内容を定め、指示する。 ただし、重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ総括監督員の承認を受けたうえで、指示する。 ③ 施工前及び施工中に文化財等を発見した場合は、工事作業を中止し、総括監督員に報告しその指示に従う。	契 第18条 共仕1-1-1-42⁴³ 契 第18条 契 第19条 事前協議 契 第19条
(5) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量については、受注者からの確認資料等をもとに作成する。 ① 実施設計と変更を対比し、工種・数量等の変更について、適正な変更理由により、書面において指示・承諾等を行っているかを確認する。数量については現地、写真にて確認する。 ② 変更による工程・工期及び諸手続等を確認する。 変更については、各々是对等な対場における合意に基づいて、行われなければならない。	契 第18条 共仕1-1-1-3
(6) 関連工事及び分割・繰越工事等との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工及び時期等についての調整を行う。 ① 施工が重複する工事を発注する場合は、他の工事が完成後当該工事が施工できる分割発注等、もしくは、施工時期等を調整しなければならない。	契 第2条

項 目	業 務 内 容	関連図書等
	② 別途発注工事に重なり当該工事を施工する場合は、契約書の部分使用及び部分引渡しに関する規定に従わなければならない。	契 第34条 契 第39条
(7) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行報告又は実施工程に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契 第11条 共仕1-1-1- 27 28
(8) 工期変更協議の対象通知	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条、第22条、第23条第1項及び第44条第2項の規程に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	共仕1-1-1- 17 18
(9) 総括監督員への報告		
1) 工事の変更、中止及び工期の延長の検討並びに報告	① 工期を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、その内容を検討し、総括監督員へ報告する。 ② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その内容を検討し総括監督員に報告する。	契 第20条 契 第22条
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物若しくは工事材料等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、総括監督員に報告する。	契 第28条
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物、工事仮設物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を総括監督員に報告する。 ② 損害額の負担請求内容を審査し、総括監督員に報告する。	契 第30条 共仕1-1-1- 43 44
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害等の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、総括監督員に報告する。	契 第30条 契 第29条
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合は、品質及び出来形を中間検査に準じた検査を行い、総括監督員に報告し、次の事項を実施しなければならない。 ① 受注者の承諾を得る。 ② 使用部分は管理者の責任を持って使用する。 ③ 使用したことにより損害が生じたときは、費用を負担する。 ④ 使用することに法的手続き等の必要性を確認する。 ⑤ 完成検査で施工完成が確認出来ない（重複施工等）部分使用は、部分引渡（部分完成検査）の検査を行う。	契 第34条 共仕1-1-1- 25 26
6) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査を行い、総括監督員に報告する。	
7) 部分引渡し	工事完成前に指定部分の引渡を受けることができる。5)⑤の当該工事以外で使用する場合、及び他工事と重複施工等により、当該工事の完成時に施工確認検査のできないもの等の場合は部分完成検査を実施する。	契 第38条 共仕1-1-1- 23 24
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事	契 第39条

項 目	業 務 内 容	関連図書等
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告 10) 工事の未着手	の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、総括監督員に速やかに報告する。 ① 契約書第48条第1項及び第49条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、総括監督員に対して速やかに報告する。 ② 請求者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、総括監督員に報告する。 ③ 契約が解除された場合は、出来形部分並びに材料等の調査を行い、総括監督員に報告する。 受注者が正当な理由がなく工事に着手しないとき、その他契約の履行が確保されないおそれが認められたときは、速やかにその理由を調査して総括監督員に報告する。	契 第47条 契 第48条 契 第49条 契 第50条 契 第51条
2. 施工状況の確認等		
(1) 事前調査等	下記の事前調査業務を行う。 ① 工事基準点の指示。 ② 既設構造物の確認。 ③ 支給（貸与）品の確認。 ④ 事業損失防止家屋調査の立会い。 ⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握。 ⑥ 工事区域用地の把握。 ⑦ その他必要な事項。	共仕1-1-1-42<u>43</u> 共仕1-1-1-48<u>19</u> 共仕1-1-1-40<u>41</u>
(2) 指定材料の確認	設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立ち会いのうえ調査し、又は調査について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質、規格等の試験、立会い又は確認を行う。	契 第14～15条
(3) 施工体制の点検	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号以下「適正化法」という。）及び同法に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において、把握することとされている事項について点検する。 また、建設工事請負契約書の規定による現場代理人の工事現場常駐確認についても、あわせて点検する。	
(4) 工事施工の立会	設計図書において、監督職員の立ち会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立ち会いを行う。	契 第14条
(5) 工事施工状況の確認 （段階確認） （中間検査）	契約図書、施工計画書及び「段階確認及び施工状況把握一覧表」に基づき、臨場等により確認の検査を行う。 ① 工事に際し、構造物の施工計画高（上げ越し）を別途に設け施工した場合は、施工直後に監督職員は確認をしなければならない。 又、経過測定等の記録保管を指示しなければならない。	

項 目	業 務 内 容	関連図書等
(6) 工事施工状況の把握	② 出来形等を確認するため中間検査を行う必要がある場合は、高知県建設工事監督規程及び高知県建設工事検査規程等の定めに従い実施の確認を行う。	
(7) 施工安全	主要な工種について、適宜臨場により施工状況の把握を行う。	
(8) 改造請求及び破壊による確認	工事の施工が契約図書等に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示を行う。	契 第17条
	② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。	
(9) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認の上、引渡しを行う。その際、借用書または受領書を徴し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。	契 第15条
	② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合は、総括監督員に報告しその指示に従う。	契 第15条
3. 円滑な施工の確保		
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	
4. 工事管理の指導等		
(1) 施工管理	工事施工に関して工程、品質、出来形等の管理は、設計図書及び施工計画書等に基づきその目的が達せられるよう、必要に応じ指導を行う。 品質、出来形等については検査、測定及び品質、出来形管理図表等を高知県建設工事技術管理要綱の管理基準、規格値等と対比し確認を行う。	共仕1-1-1- 26 27

目	業 務 内 容	関連図書等
5. 工事完成の処理		
(1) 工事完成通知書の提出と受理。	受注者は、工事を完成したときに10日以内に通知しなければならないが、監督職員は高知県建設工事監督規程等の規定に従い、設計図書等と照合し完成を現地確認した後、通知書を受理しなければならない。 ① 工事監督職員は工期の履行期限を確認し、期限を越したものは契約違反として、工事を安全に処置した後直ちに中止し総括監督員に報告しなければならない。	契 第32条
(2) 工事検査の準備及び通知	② 完成確認を認められない場合は、再工事を指示するとともに、履行期限を確認しその措置を図らなくてはならない。	共 仕 1-1-1- 22 23 1-1-1- 23 24 1-1-1- 24 25
(3) 工事完成検査等の立会い	工事監督職員は、当該工事の契約書、設計図書、その他関係書類等検査に必要と認められるものについて準備し、また措置するよう受注者に指示するとともに検査日を連絡する。 工事監督職員は工事の完成、中間の各段階における工事検査に立ち会うとともに、工事検査職員の指示により検査業務を補助し協力しなければならない。また、原則として事業担当班長又はチーフは検査時に立ち会わなければならない。	
(4) 工事成績の評定	工事検査職員が工事の検査を実施したときは工事成績評定要項に基づき工事成績の評定を行う。	
6. その他		
(1) 工事の影響による損害対策	工事作業による掘削、杭打ち、重機移動等により、振動、騒音、地下水遮断等の影響が考えられる場合は事前に調査等対策を立て工事を着手しなければならない。また、工事中にその影響が認められた場合は、状況を調査し総括監督員に報告をするとともにその指示に従わなければならない。	
(2) 現場解体材及び発生品の処理	工事現場における解体材及び発生品については、規格、数量等の調書を受理し確認した後、その処理方法について指示する。	
1) 再生資源の利用計画及び利用促進計画と実施	①再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び、その結果の再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書の作成と提出受理。	共 仕 1-1-1- 19 20
2) 産業廃棄物の計画と実績	②産業廃棄物計画書及び管理票（マニフェスト）の作成と提出受理。	
(3) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必軍があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	
(4) 工事事故等に対する措置	工事事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し土木部土木政策課、技術管理課及び事業主管課に報告する。	契 第27条 共 仕 1-1-1- 46 47
		共 仕 1-1-1- 34 35

段階確認及び施工状況把握一覧表

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
共 通	誤字・相違・脱字等 : 1-1-1-1		
	・受注者に誤字等の指示を求められたものについて、計画等確認の上指示する。		
共 通	設計図書の照査等 : 1-1-1-3		
	・契約書第 18 条の条件変更の確認できる資料を監督職員に提出、監督職員は確認し指示を行う。	施工前 施工途中	条件変更毎
共 通	請負代金内訳書 : 3-1-1-2		
	・請負代金内訳書の提出の確認。	着手前	
共 通	施工計画書 : 1-1-1-6		
計 画 ・計画書の提出については、打ち合わせ後に受理をする。	・受注者から、施工前に工事目的物を完成するために施工計画書の提出内容について、安全適正な施工計画を確認し受理をする。 ・計画打ち合わせは、契約図書・法・現則等に基づき又工程等安全に早期完成を目指す計画を立案する。		
共 通	提出書類等 : 1-1-1-7・1-1-1- 44 <u>12</u> ・1-1-1- 42 <u>13</u>		
コリンズ 工事の下請負 施工体制台帳 及び施工体系 図	・コリンズの提出の確認。 ・下請負の施工が行われる場合は、施工体制台帳及び施工体系図と下請契約書の提出を確認。	着手時 施工前 施工中	
共 通	監督権限行使（指示等） : 1-1-1-8		
	・監督職員が指示等の権限を行使するときは、監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認（自筆氏名、確認印、確認サイン等）し書面により行うこと。		
共 通	工事期間・工期 : 1-1-1- 40 <u>11</u> ・1-1-1- 45 <u>16</u> ・1-1-1- 47 <u>18</u> ・1-1-1- 27 <u>28</u>		
工事着手 一時中止 工期変更 履行期限	・工事の着手について把握。 ・工事施工に際し、必要な場合は工事の全部又は一部の施工を中止。 ・工期の変更について変更理由が適否であるか確認。 ・工事が履行期限に完了されたかを <u>確認</u> 。		

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
共 通	設計図書の変更等 : 1-1-1- 46 <u>17</u> 数量の算出 : 3-1-1-7		
変更 数量	・工事変更指示に従って、変更申請図を作成し提出を期限を限り義務づけ指示を行い、提出変更申請図と現地を確認する。 ・出来形測量の結果を基に、実施設計及び書面による変更指示と、出来形図及び寸法数量を対比し、管理基準及び規格値を満たしたものを確認し設計数量として計上。		変更設計及び指示、承諾毎。

共 通	材料関係 : 第 2 編 第 1 章 第 2 節 ・ 1-1-1- 18 <u>19</u> ・ 1-1-1- 19 <u>20</u>		
支給材料 貸与品	・工事完成時に支給品精算書を、また支給材貸与品は使用前に量、規格、性能等を記した要求書の提出を確認。		工事現場発生品・再生資源利用計画及び利用促進計画と実施書・産業廃棄物計画実施書
現場発生品	・施工により生じる発生品は、現場発生品調書の提出を受け引き取りを受ける。 ・計画書と実績書の提出を確認。		
工事使用材料 の品質等	・材料品質の外観、数量、品質証明書等を照合し材料検査（確認）を行う。		

共 通	監督員検査（段階確認・立会） : 3-1-1-6		
段階確認 計画表及び段階確認 実施表	・段階確認計画表の作成を施工計画書に記載することを義務付けており、この打合わせ時に両者は再チェック。 ・段階確認は受注者が臨場の上行い、確認毎に確認内容を記載し、両者が押印又はサインした書面（段階確認実施表）を交換すること。		仕様書、施工計画書等に定めた毎に検査。

共 通	検査 : 1-1-1- 22 <u>23</u>		
工事完成通知書	・受注者から提出される工事完成通知書を受理するにあたり、監督職員は工事を設計図書と照合し、完成と認められたものについて受理しなければならない。		

共 通	部分使用 : 1-1-1- 25 <u>26</u>		
部分使用 部分引渡	・当該工事以外の工事等により、完成、引き取り前に当該工事の一部を使用する際は、契約書第33条、第38条の規定に従い処理。 ・この際使用する部分について、部分完成検査及び軽微なものは監督職員の確認（技術者必携等参照）を行う。	使用損害補償 完成検査時の不可視部分	

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
共 通	施工管理 : 1-1-1- 26 <u>27</u>		
	・当該工事に必要な管理項目を、高知県建設工事技術管理要綱等に記載義務付けており、この施工計画書の打合わせ時に両者は再チェックし把握。		

共 通	環境対策 : 1-1-1- 35 <u>36</u>		
環境対策 事業損失	・施工計画書の打ち合わせ時に、環境への影響が発生した場合の対応策を検討。 ・工事による第三者に損害が生じた場合（施工計画書打ち合わせ時に損害の発生が新たに予想される場合等を含む。）は、直ちにその原因と対処を図らなければならない。	施工前 施工前中	

共 通	工事測量 : 1-1-1- 42 <u>43</u>		
	・工事測量、用地測量等の起工測量の結果を、契約書第18条の様式に従い報告指示し、差異あれば条件変更処理（契約書第18・19条等）を行う。 ・設計変更が必要と思われる場合は追加点測点等の詳細な測量を指示するとともに確認を行う。		

共 通	提出書類 : 3-1-1-15		
	・工事請負契約関係の書式集等に基づき、提出される書類を受理する際は、その書類項目を確認した上で、受理をする。 ・設計変更、請負金額変更、工期変更に関する書類。 ・設計条件、施工に際し提出等を義務づけた書類、監督指示指導に関する書類。 ・工事完成通知書は、設計内容と工事目的物が適正に施工されているかを確認の上受理。 ・請求書は、受注者が工事の完成検査等の決定通知を確認し、その後に提出されたものを受理。	書類全般	

高知県建設工事成績評定要領

R8年7月1日 改正点

高知県建設工事成績評定要領

平成17年3月3日制定
平成18年7月1日改定
平成20年4月1日改定
平成28年4月1日改定
令和4年4月1日改定
令和7年4月1日改定
主本部長

(目的)

第1条 この要領は、高知県建設工事成績要綱の規定に基づき、工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な細目を定め、厳正かつ的確な評定に資することを目的とする

(評定の内容)

第2条 評定は、契約目的物を施工した受注者の技術力、取組姿勢等の施工状況及び目的物の品質等を評価するものとする。

(評定の方法)

第3条 評定は、監督または検査により確認した事項に基づき、「工事成績採点の考査項目別運用表」（別紙1・1-2・1-3、以下「運用表」という。）により、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 一次評定者は、運用表（別紙1）の「1. 施工体制〔Ⅰ. 施工体制一般、Ⅱ. 配置技術者〕」、「2. 施工状況〔Ⅰ. 施工管理、Ⅱ. 工程管理、Ⅲ. 安全対策、Ⅳ. 対外関係〕」の細別毎に、「評価対象項目」の中から、評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率（％）により評価を行うものとする。

また、「3. 出来形及び出来ばえ〔Ⅰ. 出来形、Ⅱ. 品質〕」については、「建設工事技術管理要綱」に基づく基準及び規格値を満足したうえで、規格に対して十分なゆとりで適正な管理が出来ているかどうかについて、記入方法及び留意事項（別紙2）の「1. 出来形及び品質のばらつきの考え方」を参照して評価すること。ただし、「Ⅰ. 出来形」において、ばらつきが少なくないと判断される場合は、該当項目数による評価も行う。「Ⅱ. 品質」において、試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断ができない場合は、「評価対象項目」の中から、評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率（％）により評価を行うものとする。

3 二次評定者は、運用表（別紙1-2）の「2. 施工状況〔Ⅱ. 工程管理、Ⅲ安全対策〕」、「4. 工事特性」、「6. 社会性等」の細別毎に、該当項目数で評価を行うものとする。

なお、「6. 社会性等」の「地域への貢献等」とは工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、受注者の実施状況を基に加点評価を行うものとする。

4 検査職員は、運用表（別紙1-3）の「2. 施工状況〔Ⅰ. 施工管理〕、3. 出来形及び出来ばえ〔Ⅰ. 出来形、Ⅱ. 品質、Ⅲ. 出来ばえ〕」について評価を行うものとする。

「2. 施工状況〔Ⅰ. 施工管理〕」については、「評価対象項目」の中から、評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率（％）により評価を行うものとする。

「3. 出来形及び出来ばえ〔Ⅰ. 出来形〕」については、「建設工事技術管理要綱」に基づく基準及び規格値を満足したうえで、出来形のばらつきを判断し、評価対象項目の該当数で評価を行うものとする。

「3. 出来形及び出来ばえ〔Ⅱ. 品質〕」については、主たる工種を選択後に、「建設工事技術管理要綱」に基づく基準及び規格値を満足したうえで、出来形のばらつきを判断し、「評価対象項目」の中から、評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率（％）により評価を行うものとする。ただし、試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断ができない場合は評価項目による評価

とする。

「3. 出来形及び出来ばえ〔Ⅲ. 出来ばえ〕」については、主たる工種を選択後に該当項目数で評価を行うものとする。

- 5 評価にあたっては、記入方法及び留意事項（別紙－2）の出来形及び品質のばらつきの考え方、コンクリート構造物のクラック、多工種の取扱いを参照すること。

（評価基準）

第4条 工事成績を評価するうえでの総合評価の標準については、下記を参考とする。

Aランク	80点以上	他の模範となる優秀な工事
Bランク	75～80点未満	Aランクではないが、標準的な工事の中で優秀なもの
Cランク	65～75点未満	標準的な工事
Dランク	60～65点未満	Eランクではないが、今後改善すべき事項がある工事
Eランク	60点未満	今後指名などに影響を及ぼすおそれのある工事

（評価の利用）

第5条 工事成績評価の結果は、良質な工事の施工を確保し、優良な建設業者の育成の資料とするため、主に次の各号に掲げるものに利用するものとする。

- （1）入札参加の選定又は評価を行うとき。
- （2）建設業者格付認定基準において加点減点を行うとき。
- （3）優良な工事を選定するとき。
- （4）良質な工事施工を目指す監督指導体制の検討。

（評価表の管理）

第6条 工事成績評価表等は契約担当部署において5年間保存管理しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 2 この要領は、平成18年7月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 3 この要領は、平成20年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 4 この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 5 この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 6 この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 7 この要領は、令和8年7月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。

工事成績採点の考査項目別運用表

(主任監督員/工事監督員)

考查項目	細別	工夫事項	
5 創意工夫	I 創意工夫		
0		【施工】 (1)施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 (2)コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 (3)土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 (4)部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 (5)設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 (6)給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 (7)照明などの視界の確保に関する工夫。 (8)仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 (9)運搬車両、施工機械等に関する工夫。 (10)支保工、型枠工、足場工、仮棧橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 (11)盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 (12)施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 (13)出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ (14)施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。〔建設現場の遠隔臨場〕の実施 ☐ (15-1)ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工。〔ICT活用工事〕における「発注者指定型」、「施工者希望Ⅰ型」、「内製化チャレンジⅠ型、Ⅱ型」等の実施 ※本項目は2 点の加点とする。 ☐ (15-2)ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工。〔ICT活用工事〕における「簡易型」、「土工1000m3未満」、「小規模土工」等の実施 ※本項目は1 点の加点とする。ただし(15-1)と重複して加点はしない。 (16)特殊な工法や材料を用いた工事。 (17)優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【品質】 (18)土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 (19)コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 (20)鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 (21)配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 (22)建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 (23)安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) (24)安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 (25)現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 (26)有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 (27)一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 (28)厳しい作業環境の改善に関する工夫。 (29)環境保全に関する工夫。 【その他】 ☐ (30)その他:(「週休2日制工事」において月単位で週休2日を達成) ☐ (31)その他:(「週休2日制工事」において週単位で週休2日を達成) ☐ (32)その他:(BIM／CIM適用工事の実施) (33)その他:()	
記述評価 (該当した評価内容を詳細記述)	評点: 0 点	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載	

工事成績採点の考査項目別運用表

(主任監督員/工事監督員)

考査項目	細別	工夫事項	
5 創意工夫	I 創意工夫	0 【施工】 (1)施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 (2)コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 (3)土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 (4)部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 (5)設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 (6)給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 (7)照明などの視界の確保に関する工夫。 (8)仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 (9)運搬車両、施工機械等に関する工夫。 (10)支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 (11)盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 (12)施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 (13)出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ (14)施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。〔建設現場の遠隔臨場〕の実施〕 ☐ (15-1)ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工。〔ICT活用工事〕における「発注者指定型」、「標準型」、「内製化チャレンジ型」等の実施〕 ※本項目は2 点の加点とする。 ☐ (15-2)ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工。〔ICT活用工事〕における「導入型」、「作業土工(床掘工)」等の実施〕 ※本項目は1 点の加点とする。ただし(15-1)と重複して加点はしない。 (16)特殊な工法や材料を用いた工事。 (17)優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【品質】 (18)土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 (19)コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 (20)鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 (21)配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 (22)建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 (23)安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) (24)安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 (25)現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 (26)有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 (27)一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 (28)厳しい作業環境の改善に関する工夫。 (29)環境保全に関する工夫。 【その他】 ☐ (30)その他:(「週休2日制工事」において月単位で週休2日を達成) ☐ (31)その他:(「週休2日制工事」において週単位で週休2日を達成) ☐ (32)その他:(BIM／CIM適用工事の実施) (33)その他:()	<令和 8 年 7 月 1 日以降の契約工事の取扱い> 評価項目は、以下の項目に限る。 (14) 遠隔臨場を実施した工事 1 点 (15-1) 高知県 I C T 活用工事実施要領に定める ICT 土工の「発注者指定型」、「標準型」、「内製化チャレンジ型」及び「その他の工種の ICT 活用工事」を実施した工事 2 点 ※ただし「作業土工（床掘工）」、「付帯構造物設置工」、「ICT法面工（3次元設計データ作成を必須としない場合）」を除く (15-2) 同 ICT 土工の「導入型」、「作業土工（床掘工）」、「ICT法面工（3 次元設計データを必須としない場合）」を実施した工事 1 点 (30) その他 （「週休 2 日制工事」において月単位で週休 2 日を達成した工事） 1 点 (31) その他 （「週休 2 日制工事」において週単位で週休 2 日を達成した工事） 1 点 (32) その他 （ B I M／C I M 適用工事を実施した工事 ） 1 点 ----- 最大 6 点
		記述評価 (該当した評価内容を詳細記述)	評点: 0 点

高知県建設工事技術管理要綱

R8年7月1日 改正点

高知県建設工事技術管理要綱

平成17年3月3日制定
土木部長

(趣旨)

第1条 受注者は、この要綱に基づき別冊の契約図書(契約書、設計書、図面、共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び質問回答書をいう。)に従い、契約目的物の施工を履行しなければならない。

(管理の実施)

第2条 管理は、契約図書に基づき施工内容を把握し、適切な施工を行うため、工事の施工と並行して測定(検査、試験を含む。)等を行い、施工管理の目的が達せられるよう実施しなければならない。

また、受注者は測定等の結果をその都度逐次管理図表、写真等に記録保管し、監督職員の請求に対し直ちに提出しなければならない。

ただし、緊急工事、応急工事、維持工事等の工事において、第3条第1項の項目については監督職員の承諾を得たうえで省略することができる。

(施工管理区分)

第3条 施工管理は、次のとおりとする。

施工管理

- (1) 工程管理
- (2) 出来形管理
- (3) 品質管理
- (4) 写真管理

(施工管理)

第4条 受注者は、工事を着手した場合はすみやかに監督職員に着手の報告をしなければならない。

また、工事の施工に際しては、一般者及び工事関係者の安全を確保し、関係法令等を守らなくてはならない。

2 受注者は工事着手前に、設計図書の照査を行い、あらかじめ契約図書に定められた事項を事前調査し、施工条件等を把握し安全を確保した施工計画を作成しなければならない。

なお、事前調査とは、地形、地質、気象、海象等の自然特性及び工事用地、支障物件、交通、周辺環境、施設管理者等の施工地域特性の把握をいう。

3 施工計画書は、自然特性及び施工地域特性を十分把握したうえ、工事工程、現場組織、資機材、施工方法(仮設備を含む。)、段階確認計画、施工管理(工程、出来形、品質、写真等)、連絡系統、交通及び安全管理、現場作業環境、環境対策、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法等の必要な事項を計画し、監督職員に提出しなければならない。

なお、施工計画書の作成については、別途定める標準様式集による標準様式によるが、詳細については監督職員と協議のうえ定めることができる。

4 受注者は、工事の影響による損害の恐れが認められる場合は、事前、追跡、事後等の調査を必要に応じ実施しなければならない。

5 受注者は、施工時において施工計画と施工条件等の相違、又は状況等内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に施工計画書を変更しなければならない。

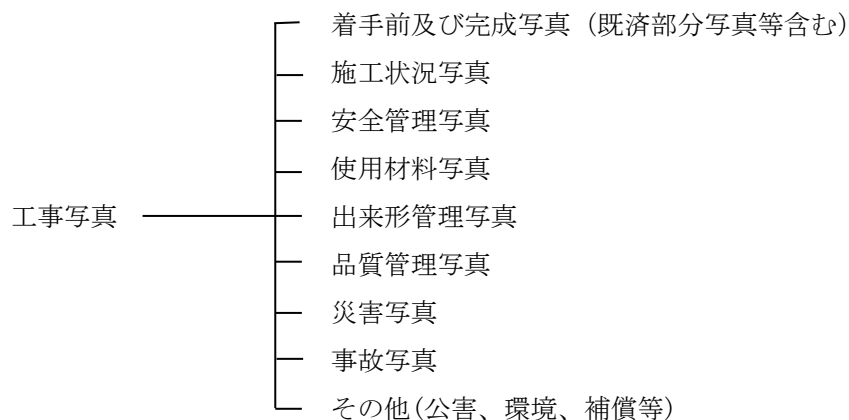
6 受注者は、工事の施工に際し生じた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡さなければならない。

7 受注者は、契約図書に定められた段階確認の計画について、監督職員に提出しなければならない。

なお、災害等の不可抗力により規格値を満足できない場合は、ただちに監督職員に報告しその指示に従わなければならない。

(写真管理)

第9条 写真管理の分類は、次のとおりとする。



写真を管理する基準については、区分及び撮影項目時期等を別途定める「写真管理基準」による。

2 撮影基準

受注者はあらかじめ設計図書等で指定されたもの、又は、監督職員の指示によるものについては、その指示した項目、頻度、方法等により撮影するものとする。

工事写真の撮影にあたっては、工程に合わせ撮影時期等を確認し、また、出来形管理測定箇所と共通する箇所を選び(例えば測点毎又は断面変化点毎)、関連づけた撮影を行わなければならない。

撮影の被写体とともに、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板等を写しこむものとする。

- (1) 工事名
- (2) 工種等
- (3) 測点(位置)
- (4) 設計寸法
- (5) 実測寸法
- (6) 略図
- (7) その他、監督職員立会者氏名等の必要事項

なお、小黒板等の判読が困難となる場合は、デジタル写真管理情報基準に規定する写真情報に必要事項を記入し整理すること。

3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影程度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

4 写真の省略

工事写真は次の場合は省略するものとする。

- (1) 品質管理写真については、公的機関で実施された品質証明書を整備できる場合。
- (2) 出来形管理写真については、完成後明視でき容易に測定可能な箇所。
- (3) ~~監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所（不可視部分を含む）。~~使用材料、出来形

管理及び品質管理については、監督職員または現場技術員が臨場して確認した項目。

5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（平成 29 年 3 月 31 日付け、28 高技管第 329 号）に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。

6 色彩、寸法及び形式

(1) 色彩

工事写真は、デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、カラーフィルムのカラープリントまたは、デジタルカメラの場合は、カラープリンター300bpi 以上とする。

(2) 寸法

デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、サービス版サイズ程度とし、監督職員が必要に応じ指示する場合は、受注者はこれに従うとともに、工事写真等を、A 4 版の大きさの工事写真帳に整理するものとする。

(3) 形式

デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、工事写真の撮影機の形式は、ネガフィルムを使用するスチールカメラまたは、デジタルカメラとする。

7 施工状況写真

工種毎に主要な施工中の状況等を工事施工段階の記録として撮影しなければならない。

また、工事着手前、工事途中、完成の写真が相互に関連するように、工事箇所の全体的な状況写真を撮影し、工事工程が段階的に概況把握できるよう写真管理を行わなければならない。

なお、施工状況写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

8 出来形管理写真

外面から明視できない部分の出来形寸法等は、記録として撮影しなければならない。ただし、監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所の出来形管理写真撮影は省略する。

監督職員または現場技術員がやむを得ず立ち会うことのできない場合は、適宜な方法の指示を受け、出来形寸法や作業状況等が確認できる写真撮影を行い、その結果の確認を受けなければならない。

9 品質管理写真

品質管理における試験、検査及び測定時には監督職員または現場技術員が立会、確認し写真撮影することを原則とする。

ただし、監督職員または現場技術員がやむを得ず立ち会うことのできない場合は、受注者は監督職員がその都度指示する適宜の方法に従い、その結果の確認を得なければならない。

なお、監督職員または現場技術員が立会、確認した場合の写真撮影は省略する。

10 災害写真

工事中における災害については、受注者は災害以前の管理資料と災害後の管理資料の比較を、次の事項を考慮して撮影しておかなくてはならない。

(1) 被災状況を確認できるように、洪水、漏水、決壊、崩壊等の状況及び臨機の措置の施工等を撮影すること。

(2) 撮影は、工事箇所付近の災害状況、被災箇所全域状況等、また、被災箇所の寸法等が判別出来るよう撮影をすること。

11 事故写真

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-13	4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-63
		5	薄層カラー舗装工	基層工		I-63
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		I-64
		2	ブロック舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		I-64
		3	ブロック舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		I-65
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-65
		5	ブロック舗装工	基層工		I-65
	3-2-6-15	1	路面切削工			I-66
	3-2-6-15	2	路面切削工 (面管理の場合)			I-66
	3-2-6-16		舗装打換え工			I-66
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			I-66-1
	3-2-6-17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)			I-66-2
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			I-67
	3-2-7-3		置換工			I-67
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上		I-68
	3-2-7-4	2	表層安定処理工	ICT施工の場合		I-68
	3-2-7-5		パイルネット工			I-68
	3-2-7-6		サンドマット工			I-68-1
	3-2-7-7		バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		I-68-1
				ペーパードレーン工		I-68-1
				袋詰式サンドドレーン工		I-68-1
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		I-68-1
	3-2-7-9	1	固結工	粉末噴射攪拌工		I-69
				高圧噴射攪拌工		I-69
				スラリー攪拌工		I-69
				生石灰パイル工		I-69
	3-2-7-9	2	固結工	スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編 固結工(スラリー攪拌工)・バーチカルドレーン工編」による管理の場合		I-69
	3-2-7-9	3	固結工	中層混合処理		I-69-1

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、道路中心線及び端部 で測定。厚さは各車線 200m毎に 1ヶ 所を掘り起こして測定(最少 3ヶ 所)。幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割 に測定(最少 2ヶ所)。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定すること ができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」に基づき出来形管理を実 施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法に より出来形管理を実施することができ る。	工事規模の考え方 _中規模以上の工事とは、1層あた りの施工面積が 2,000 m ² 以上あるい は基層及び表層用混合物の総使用量 が、500 t 以上の場合が該当とする。 _小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模施工面積が小さいもの 2,000 m ² 未満。 _厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなけ ればならないとともに、10 個の測定 値の平均値(X ₁₀)について満足しな ければならない。ただし、厚さのデ ータ数が 10 個未満の場合は測定値の 平均値は適用しない。 コアー採取について _橋面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 _中規模以上の工事とは、1層あた りの施工面積が 2,000 m ² 以上あるい は基層及び表層用混合物の総使用量 が、500 t 以上の場合が該当とする。 _小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模が小さいもの施工面積が 2,000 m ² 未満。	3-2-6-12
						厚さあるい は標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) * 面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、各車線 200 m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定（最 少 3か所）。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定することが できる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あた りの施工面積が 2,000 m ² 以上あるい は基層及び表層用混合物の総使用量 が、500 t 以上の場合が該当とする。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模が小さいもの施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなけ ればならないとともに、10 個の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しな ければならない。ただし、厚さのデ ータ数が 10 個未満の場合は測定値の 平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	－50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さあるいは 標高較差	－55	－66	－8		1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は 1 点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あた りの施工面積が 2,000 m ² 以上あるい は基層及び表層用混合物の総使用量 が、500 t 以上の場合が該当とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模が小さいもの施工面積が 2,000 m ² 未満。	3-2-6-12
					（面管理の場合）								

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起 こして測定(最少 3ヶ所)。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定することが できる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	-50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの施工面積が 2,000 m ² 未満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

单位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般施舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定 (最少 3個)。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定することが できる。	工事規模の考え方 中規模 <u>以上の工事</u> とは、1層あたりの 施工面積が 2,000 m ² 以上 <u>あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当とする。</u> 小規模 <u>工事</u> とは、 <u>中規模以上の工事より規模が小さいもの施工面積が 2,000 m²未満。</u> 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	-25		—				

単位：mm

3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
--------------	-----------	------------	----	---	--	----------------	-----	-----	----	--	---	----------

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m 毎 (200m 以下は 3ヶ所) に水糸またはレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅と横断勾配は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定 (最少 2ヶ所)。 平坦性は各車線毎に版縁から 1 m の線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 200m 毎に水糸またはレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 200m 毎に両側の版端を測定する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模 以上の工事 とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上 あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当 とする。 小規模 工事 とは、 中規模以上の工事より規模が小さいもの施工面積が 2,000 m²未満 。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	-25		—				
						横断勾配	±1.0%						
						平 坦 性	—		コンクリートの硬化後 3m プロフィルメーターにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ)3mm 以下				
						目地段差	±2						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模 以上の工事 とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上 あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当 とする。 小規模 工事 とは、 中規模以上の工事より規模が小さいもの施工面積が 2,000 m²未満 。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平 坦 性	—		3m プロフィルメーター (σ)2.4mm 以下直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、道路中心線及び端部で 測定。厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所 を掘り起こして測定 (最少 3ヶ所)。幅 は、延長 40m毎に 1ヶ所の割に測定 (最 少 2ヶ所)。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延 長 40m 以下の間隔で測定することができ る。	工事規模の考え方 <u>中規模以上の工事</u> とは、1層あたりの 施工面積が 2,000 m ² 以上 <u>あるいは基層 及び表層用混合物の総使用量が、500 + + 以上の場合は該当</u> とする。 <u>小規模工事</u> とは、 <u>中規模以上の工事 より規模が小さいもの施工面積が 2,000 m²未満</u> 。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の 平均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数 が 10 個未満の場合は測定値の平均値は 適用しない。 <u>維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。</u>	3-2-6-12
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理にお いて「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領 (案)」に基づき出来形管理を実 施する場合、その他本基準に規定する計 測精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度 として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全 ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上 とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の 標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合 は、直下層の目標高さ+直下層の標高較 差平均値+設計厚さから求まる高さとの 差とする。この場合、基準高の評価は省 略する。	工事規模の考え方 <u>中規模以上の工事</u> とは、1層あたりの 施工面積が 2,000 m ² 以上 <u>あるいは基層 及び表層用混合物の総使用量が、500 + + 以上の場合は該当</u> とする。 <u>小規模工事</u> とは、 <u>中規模以上の工事よ り規模が小さいもの施工面積が 2,000 m²未満</u> 。	3-2-6-12
						厚さあるい は標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模以 上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長 40m 毎に 1 ヶ所の割とし（最少 2 ヶ所）、厚さは、各車線 200m 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定（最少 3 ヶ所）。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X ₁₀ ）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	－50		－				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	－55	－66	－8		1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの施工面積が 2,000 m ² 未満。	3-2-6-12

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント (石灰・瀝 青) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは、掘り 起こして測定 (最少 3ヶ所)。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定することが できる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの 施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模が小さいもの施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の 平均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数 が 10 個未満の場合は測定値の平均値 は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	－50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント (石灰・瀝 青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	－55	－66	－8		1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領 (案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は 1 点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの 施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの施工面積が 2,000 m ² 未満。	3-2-6-12

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	－9	－12	－3		幅は、延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし (最少 2 ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定 (最少 3 個)。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定することが できる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの 施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模が小さいもの施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10 個の測定値の 平均値 (X ₁₀) について満足しなければなら ない。ただし、厚さのデータ数 が 10 個未満の場合は測定値の平均値 は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	－25		－				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－20	－27	－3		1. 3 次元データによる出来形管理に おいて「3 次元計測技術を用いた出来 形管理要領 (案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は 1 点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの 施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの施工面積が 2,000 m ² 未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工)	厚 さ	－15		－4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付 後各車線 200m 毎（200m 以下は 3 ヶ 所）に水糸またはレベルにより 1 測線 当たり横断方向に 3 ヶ所以上測定、幅 と横断勾配は、延長 40m 毎に 1 ヶ所の 割で測定（最少 2 ヶ所）。 平坦性は各車線毎に版縁から 1 m の線 上、全延長とする。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定することが できる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 <u>中規模以上の工事</u> とは、1 層あたりの 施工面積が 2,000 m ² 以上 <u>あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当とする。</u> <u>小規模工事</u> とは、 <u>中規模以上の工事 より規模が小さいもの施工面積が 2,000 m²未満。</u> 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個の測定値の 平均値（X ₁₀ ）について満足しなけれ ばならない。ただし、厚さのデータ数 が 10 個未満の場合は測定値の平均値 は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 <u>維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。</u>	3-2-6-12
						幅	－35		－				
						横断勾配	±1.0%		－				
						平 坦 性	－		転圧コンクリ ートの硬化後、3m プロフィルメー ターにより (σ)2.4mm 以 下。				
					目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線 及び端部で測定。			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500㎡以上の場合が該当とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	—		3m プロフィールメーター (σ)2.4mm 以下直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

単位：mm

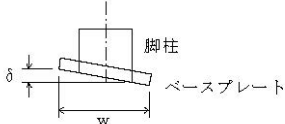
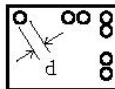
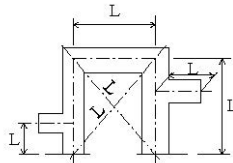
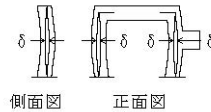
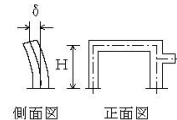
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし（最少 2 ヶ所）、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定（最少 3 ヶ所）。 幅は、延長 40m毎に 1 ヶ所の割に測定（最少 2 ヶ所）。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし（最少 2 ヶ所）、厚さは、各車線 200m 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定（最少 3 ヶ所）。 3-2-6-14		
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起 こして測定 (最少 3ヶ所)。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの 施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模が小さいもの施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5		幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定 (最少 3 個)。		3-2-6-14
						幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3		幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定 (最少 3 個)。		3-2-6-14
						幅	－25		－				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	－50	25 本に 1 ヶ所。 25 本以下は 2 ヶ所測定。 1 ヶ所に 4 本測定。		3-2-7-9
						位 置・間隔 w	D／4 以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 L	設計値以上	全本数 $L = \ell_1 - \ell_2$ ℓ_1 は改良体先端深度 ℓ_2 は改良体天端深度		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編固結工(スラリー攪拌工)・バーチカルドレーン工編」による管理の場合	基 準 高 ▽	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9
						位 置	D／8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に 1 回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改 良 長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	橋脚柱とベース プレートの鉛直 度 δ (mm)		w／500	各橋脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3	
							ベ ー ス プ レ ー ト	孔の位置	±2	全数を測定。			
								孔の径 d	0～5	全数を測定。			
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長 L (m)		±5… L≤10m ±10… 10<L≤20m ±(10+(L-20)／ 10)… 20m<L	両端部及び片持ばり部を測定。			
							はりのキャンバー 及び柱の曲がり δ (mm)		L／1000	各主構の各格点を測定。			
							柱 の 鉛 直 度 δ (mm)		10… H≤10 H… H>10	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)			

出来形管理基準及び規格値

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」の品質確保送付について(平成16年3月8日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mm場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランブ2.5cm：許容値±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。 重要構造物のコンクリート使用量が20m ³ 未満の場合は1回以上の試験。 または、レディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回 なお、テストピースの採取は、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。	・1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。重要構造物のコンクリート使用量が20m ³ 未満の場合は1回以上の試験。 またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・σ28については、高知県生コンクリート工業組合技術センターにおいて試験を行うこと。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
7 下層路盤	材料	必須	道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 X _{10~} 95%以上 X _{6~9} 96%以上 X _{3~5} 97%以上 歩道箇所：設計図書による	中規模以上：定期的又は随時(1,000㎡につき1個)。最少3個。 小規模：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	
			ブルーフローリング ※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧[4]-288		全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
				または、「 <u>地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）</u> 」		・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			ト・骨材・混合物)					
11 アスファルト舗装	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の94%以上。 締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 X ₁₀ ～ 96%以上 X _{6～9} 96%以上 X _{3～5} 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	中規模以上：定期的又は随時(1,000m ² につき1個)。最少3個。 小規模：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転回回数による管理を行う。	
			温度測定（初転回前） <u>※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。</u>	温度計による	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって数均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			<u>または、「表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領（案）」</u>		<u>110℃以上</u> <u>※ただし、混合物の種類によって数均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する</u>	<u>・全幅、全区間で実施する。</u> <u>・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。</u>	<u>アスファルト舗装の表面温度を連続的に計測し、施工箇所全体の表面温度をヒートマップとして記録・管理する。</u>	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート					場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定			
			外観検査（混合物）	目視		随時		
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧[1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		
	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初		
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれかの方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%			
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむを得ず行えない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。		2回／日（午前・午後）で、3本1組／回。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300㎥、粗骨材500㎥ごとに1回、あるいは1回／日。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。			○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。		工事開始前、材料の変更時	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下		ホワイトベースに使用する場合:40%以下	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			ブルーフローリング ※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
				または、「 <u>地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）</u> 」		・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1, 500m3未満の工事1工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284（ベンケルマンビーム）	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
15 表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。 但し、1, 500m3未満の工事1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
15 表層安定処理工（表層混合処理）				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1, 500m2を標準とし、1日の施工面積が2, 000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積が1,500m ² を標準とする。 また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング <u>※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。</u>	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。		
				または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」		・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 ・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
24 道路土工	施工	必須		または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。（締固め試験（JIS A 1210）A・B法） ・路床及び構造物取り付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上。（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは、92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取り付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位的面積が1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング ※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
				または、「 <u>地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）</u> 」		・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
24 道路土工		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トラフィカビリティが悪いとき。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
25 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値 ・硬石 : 約2.7～2.5g/cm ³ ・準硬石 : 約2.5～2g/cm ³ ・軟石 : 約2g/cm ³ 未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値 ・硬石 : 5%未満 ・準硬石 : 5%以上15%未満 ・軟石 : 15%以上	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値 : ・硬石 : 4903N/cm ² 以上 ・準硬石 : 980.66N/cm ² 以上 4903N/cm ² 未満 ・軟石 : 980.66N/cm ² 未満	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
						1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1 試験の測定回数3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。	
26 コンクリートダム			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」の品質確保送付について	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
27 覆工コンクリート (NATM)			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」の品質確保送付について	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるま	100m3/日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	随時	下層路盤、粒度調整路盤に適用する。	
33 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後 の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧[2]-16		再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト含有 量	舗装調査・試験法便覧[4]-318	3.8%以上			○
			再生骨材 旧アスファルト針入 度	マーシャル安定度試験による 再生骨材の旧アスファルト性 状判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃) ※ 針入度または圧裂係数のどちらかが規格値を満足すればよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 アスファルトコンク リート再生骨材圧裂 係数	舗装再生便覧 (令和6年3月) 付録-02 アスファルトコンク リート再生骨材の圧裂係数の 求め方	1.70 (MPa/mm) 以下 (25℃) ※ 針入度または圧裂係数のどちらかが規格値を満足すればよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失われる 量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
			再生アスファルト混 合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 中規模以上の工事：定期的又は随時。 小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認
		その他	水浸ホイールトラッキング安定度試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44			耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18			耐磨耗性の確認	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
35 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ： $\pm 50\mu\text{m}$ 以下 二次部材の最大表面粗さ： $100\mu\text{m}$ 以下 (ただし、切削による場合は $50\mu\text{m}$ 以下もこれに準ずる)		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013)に規定する最大高さ粗さRZとする。		
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。		
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。				
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。				
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）				
			ベベル精度	計測器による計測					
			真直度						

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
36 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋部材・鋼上部材構造編2017.8.4溶接施工法 図-2017.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合に許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれ3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋部材・鋼上部材構造編2017.8.4溶接施工法 図-2017.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1		○
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋部材・鋼上部材構造編2017.8.6外部きず検査 2017.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋部材・鋼上部材構造編2017.8.4溶接施工法 図-2017.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
							の資格とする。	
36 溶接工	施 工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋部材・鋼上部材構造編2017.8.4溶接施工法 図-2017.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋部材・鋼上部材構造編2017.8.4溶接施工法 図-2017.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は235N/mm ² 以上、引張強さは400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋部材・鋼上部材構造編 表一解2017.8.6及び表一解17.8.7及び表一解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表一解2017.8.6及び表一解2017.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋部材・鋼上部材構造編316.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊検査を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			外観検査（割れ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判断が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認定）に規定するレベル2以上の資格を	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
							有していなければならない。	
36 溶接工	施工	必須	外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突き合わせ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋部材・鋼上部材構造編2017.8.6外部きず検査の規定による。		・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋部材・鋼橋偏上部構造編 表一解2017.8.4及び表一解2017.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表一解2017.8.4及び表一解2017.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋部材・鋼上部材構造編316.3.2継手の強度等級に示されている。	
			外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査をする。		
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（余盛高さ）	・目視及びノギス等による計測	設計図書による 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅（B[mm]）余盛高さ（h[mm]） B<15 ： h≦3 15≦B<25 ： h≦4 25≦B ： h≦(4/25)・B			

1 撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法※1 使用数量※2 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	品質証明に添付する。 ※1 コンクリート二次製品で JIS 認定製品は「全景」及び 製品に印字されている 「製造会社」「規格種別」 「製造年月日」「JIS マーク」 の判読できる写真撮影が 可能な場合は省略することが できる。 ※2 コンクリート二次製品で、 施工後、使用数量が目視 確認できるものは省略する ことができる。
		品質証明 (JIS マーク表示)	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回〔検査時〕	
品質管理	2 品質管理写真撮影箇所一覧表に準じて撮影			
出来形管理	3 出来形管理写真撮影箇所一覧表に準じて撮影			
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	
	環境対策 <u>イメージアップ現場</u> <u>環境改善費関係等</u>	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	厚さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7 8		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 施工状況	100m2に1回又は1施工箇所に1回 〔打込み前後、施工中〕	
						杭径 位置・間隔	100m2に1回又は1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m3～4,000m3 につき 1 回、 又は施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は 50m)につき 1 回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により出来 形管理資料を提出する場合は、出 来形管理に関わる写真管理項目を 省略できる。	